

医薬総発 1224 第 2 号
令和 6 年 12 月 24 日

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
(公 印 省 略)

電子処方箋システム一斉点検実施期間の延長について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 1 月から運用している電子処方箋について、一部の医療機関や薬局においてシステムが設定された際の不備により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例などが令和 6 年 12 月 19 日までに 7 件報告されたことを踏まえ、点検を促す周知期間として、同月 20 日（金）から 24 日（火）までの 5 日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止するとしたところです。

現在、医療機関等へ電話等により確認を行っているところ、電子処方箋を発行している医療機関への確認がごくわずかに残っているため、万全を期す観点から、電子処方箋の発行再開を延期します。再開日については、決まり次第速やかに公表いたします。

現時点で点検・報告が完了していない運用開始済みの医療機関や薬局においては速やかに点検・報告の実施をしていただくようご協力をお願いいたします。

点検については、医療機関・薬局のみなさまのご負担となり大変恐縮ですが、関係機関のご協力をお願いします。

ご質問やお問い合わせがございましたら、オンライン資格確認等コールセンターまでお願いします。